

## 令和5年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和5年3月3日（金） 開会 午前10時 1分  
閉会 午後 1時41分

場所 第3委員会室

出席委員 松澤正委員長

杉田茂実副委員長

浅井明委員、立石泰広委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、

岡村ゆり子委員、岡重夫委員、石渡豊委員、辻浩司委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、谷戸典子人財政策局長、

新井哲也契約局長、片桐徹也人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、

須田茂利文書課長、松澤純一学事課長、岩崎正史税務課長、

田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、

森田克枝総務事務センター所長、江口昌稔行政監察幹、小川裕嗣入札課長、

島崎二郎入札審査課長、渡邊和貴県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

細野正人事委員会事務局長、

澁澤幸人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

水草浩一参事兼河川砂防課長

[県民生活部関係]

真砂和敏県民生活部長、市川善一県民スポーツ文化局長、

田沢純一県民共生局長、浅見健二郎参事兼広報課長、小田恵美県民広聴課長、

田辺勝広共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、

川端秀治共生推進幹、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、

廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、若松孝治消費生活課長、

菅原誠防犯・交通安全課長

## 会議に付した事件並びに審査結果

### 1 議案

議案番号	件名	結果
第24号	知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第25号	埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例	原案可決
第26号	特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第38号	工事請負契約の変更契約の締結について（社会資本整備総合交付金（河川）工事（庄兵衛堀川・導排水路工））	原案可決
第48号	埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について	原案可決
第49号	埼玉県スポーツ推進計画の策定について	原案可決
第54号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第64号	令和4年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

### 2 請願

議請番号	件名	結果
議請第1号	国に対し「消費税率を5%に引き下げる意見書」の提出を求める請願書	不採択

## 報告事項

### 1 総務部関係

- (1) 令和4年度県庁舎再整備検討委員会について
- (2) 令和5年度地方税制改正案の概要について

### 2 県民生活部関係

- (1) 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について
- (2) 犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針の策定について

【議案に対する質疑（総務部関係）】

新井委員

- 1 競輪場の入場者はピーク時と比較してどのくらい減っているのか。
- 2 どのくらいの入場者数の増加を見込んでおり、どのような層を想定しているのか。また、競輪場の活性化を図る上で、入場料を無料にするだけでよいのか。ほかの策について考えているのか。
- 3 第38号議案について、工期を91日延長することで調節池の供用開始への影響はあるのか。
- 4 請負金額の変更に単品スライド条項を適用するとしているが、令和4年9月定例会の議案にあった21県東部地域特別支援学校（仮称）新築工事では、インフレスライド条項を適用していた。単品スライドとインフレスライドの違いは何か。
- 5 今回の工事で単品スライド条項を適用した理由は何か。

県営競技事務所長

- 1 ピークは平成3年度で112万人であった。これに対して、昨年度は57,000人であり、かなりの減少となっている。
- 2 既に無料化を実施している他場の実績では、前年度と比較して1割程度増えている例もある。ただし、直接、無料化により入場者数を増やすよりも、これまで競輪場に親しんでこなかった方々や競輪場を知らなかった方々に生のレースを観てファンになっていただくという長期的な取組の第一歩だと思っている。すぐに結果が伴うものではないと思うが、レース開催中に場内のイベントやサービスを充実させ、例えば大宮公園に散歩をしに来た若い方々やファミリー層が気軽に入っただけのような環境を整えていくことで、将来的な入場者数や売上げの増加につなげていきたい。

参事兼河川砂防課長

- 3 推進工事だけでなく、吐出施設、流入施設、排水施設の工事が残っている。これらの工事を工程どおり、若しくは加速させることで、当初の予定どおり令和6年度の出水期から供用開始できると見込んでいる。

入札課長

- 4 単品スライドについては、契約締結後、本工事の合成鋼管や鋼管杭のように特定の資材の価格が急激に上昇し、契約の際に想定した価格と大きく乖離した場合に活用するものである。インフレスライドは、契約締結後、労務費なども含めて工事費全体が急激に上昇した場合に活用する制度である。算出ルールも異なり、単品スライドは、契約から資材購入完了までの期間において適用し、インフレスライドは、受注者が申請した時点で残っている工事について適用するものである。
- 5 どのスライド条項により申請を行うかは、受注者が決めることとなっている。あくまでも想定であるが、今回は鋼材の価格が著しく上昇していることから、受注者としては単品スライドが有利であると判断し請求したものと考えている。

## 新井委員

- 1 競輪場の無料化によって他場では1割くらい入場者数が増えたとのことだが、車券の売上げはどれくらい増えたのか。
- 2 無料化によって車券の売上げがどれくらい増えると見込んでいるのか。
- 3 スライド制度の適用に伴い、下請企業へ適切に変更金額の価格転嫁が行われるのか。

## 県営競技事務所長

- 1 データは持ち合わせていないが、競輪場で買う方より、ネットで買う方が非常に多いため、入場者数の増加により売上げが顕著に増えることにはならないと考える。
- 2 競輪場の売上げを短期的に増加させることよりも、将来にわたり競輪ファンになっていただきたいという長期的な趣旨で考えているため、売上げの増加の見込みは持ち合わせていない。

## 参事兼河川砂防課長

- 3 今回の工事に関しては、適用した単品スライドの対象資材が合成鋼管と鋼管杭であり、元請企業がこれらの資材を直接購入しているため、下請企業へ今回のスライド額が転嫁されることはない。

## 柳下委員

- 1 職員住宅管理事業費における約500万円の減額補正の積算根拠は何か。
- 2 職員住宅の役割は何か。また、借上職員住宅の行政効果は上がっているのか。
- 3 別所坂上職員住宅では6戸のうち4戸の空きがあるが、理由は何か。
- 4 保有職員住宅では88戸のうち14戸の空きがあるが、原因と対策はどうか。

## 職員健康支援課長

- 1 借上職員住宅の費用の減額であり、家賃・敷金・礼金など使用料賃借料が463万円、仲介手数料など23,000円、管理費などの委託料350,000円となっている。年度途中の退去により7戸の空き室があったためである。
- 2 職員の福利厚生のための施設として、若年世帯を中心とする生活支援、県外新規採用者、人事異動や結婚などにより住居が必要な職員に対して、住居の確保の役割を果たしている。職員住宅は県庁から2キロメートル以内の住戸が多いことから、職員の福利厚生だけでなく危機管理対応における効果もある。保有職員住宅88戸、借上職員住宅32戸の予算額について一部空き室があるため、おおむね入居希望者に対応できている。
- 3 別所坂上職員住宅は、駅からの立地条件も良く周辺に民間駐車場があったので、令和2年度までは入居率が100%だった。しかし、令和3年度、近隣の民間駐車場が廃止になり、また、築37年が経過して設備が老朽化していることもあって、退去者の後が埋まらない現状にある。
- 4 14戸の空き室のうち、鴻巣職員住宅が9戸であり、最寄り駅から遠い立地面が原因と考えている。周辺にはスーパーマーケットやコンビニエンスストア、公園もあり、暮らしやすい魅力のある住環境であるため、動画による内覧配信などを行うほか、家賃についても検討を行い、入居率の向上に努めたい。

## 柳下委員

- 1 別所坂上職員住宅の空き室の理由が老朽化であるならば、建替え等はないのか。

- 2 借上職員住宅には年度当初1戸の空き室に対し10人の入居希望があったと聞いているが、全員が入居できるようにすべきでないのか。

#### **職員健康支援課長**

- 1 老朽化については関係課とも相談し、必要な修繕をしていく。
- 2 来年度は7戸の空き室があるのでおおむね対応できるものと考えている。

#### **立石委員**

歳出予算の事業概要4ページの電子入札導入推進事業費について、電子入札システムの改修で何が変わったのか。

#### **入札審査課長**

入札参加資格審査の提出書類のオンライン化を図った。入札参加資格の申請はオンラインでできるが、添付書類等については、県には郵送等で提出してもらっていた。この添付ファイルを電子化することにより、申請者の郵送による手間などがなくなった。また、埼玉県では市町などと共同受付を行っており、これまで事業者は申請する団体数分、必要書類を印刷し提出していただいていた。電子化により事業者は電子ファイルを送り、県側で仕分けをして各団体に転送する方式となったため、事業者にとっては、印刷の手間がなくなるなど負担軽減となっている。

#### **立石委員**

事業者から改修が遅いとの話があった。システムは奈良県が先進的であると聞いているが、先進的な都道府県のシステムを導入した方が、費用が安くなるのではないか。改修費用は何を参考に算出したのか。

#### **入札審査課長**

今回、物品の書類電子化に係るシステム改修費用については、業者から見積りを徴取した。多くのシステム改修に知見のある企画財政部にアドバイスをもらいながら契約したので、見積価格は適正な価格であったと考えている。

#### **立石委員**

競争性は働いたのか。

#### **入札審査課長**

当初システムを開発した1者による随意契約である。1者による随意契約については、総務部内の業者選定委員会で価格も含めて審査しており、適正と判断している。

---

### **【議案に対する質疑（県民生活部関係）】**

#### **浅井委員**

- 1 現行の埼玉県青少年健全育成・支援プランの成果と課題は何か。
- 2 指標にある子供の居場所の数の目標達成に向けてどのように取り組むのか。また、部局間の連携が大切だと思うが、どう行っていくのか。

## 青少年課長

- 1 現行プランは、平成30年度から「次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立・活躍できる社会をつくる」を基本理念として青少年施策を推進してきた。現行プランの成果としては、学校にネットアドバイザーを派遣して、児童・生徒・保護者延べ189,000人にインターネットの適切な利用を啓発してきた。また、子供たちに職業体験の機会を提供して、参加した多くの子供たちに夢や目標に挑戦したいとの気持ちの変化をもたらすことができたと考えている。また、埼玉県若者支援協議会を設置し、若者支援に携わる団体との連携を進め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対する支援を充実させてきた。一方、現行プラン策定以降の新たな課題として、孤独・孤立やヤングケアラーの問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりへの対応などが求められている。
- 2 子供の居場所の数は、子ども食堂や無料塾、プレーパークなどの数であり、基本目標Ⅲの指標として設定している。目標達成に向けて、福祉部を中心に、子供の居場所づくりを支援する団体や企業・個人などで構成されるネットワークなどを通じて、居場所の新設や運営などの支援に取り組んでいく。本計画で取り組む施策は、関係部局との連携は不可欠である。本プランの関係課で構成している推進会議などを通してしっかりと連携して取り組んでいく。

## 浅井委員

- 1 青少年の孤独・孤立については今後更に深刻になると思われ、埼玉県独自の考え方が大事だと思う。新たなプランの中に網羅されているのか。
- 2 福祉と教育、どちらも青少年には重要であるので、しっかり連携していただきたいが、どうか。

## 青少年課長

- 1 相談体制の充実、多様な担い手による社会環境の整備など、プラン全体を通して孤独・孤立対策に取り組んでいく。
- 2 福祉と教育、その間に立つ県民生活部の青少年課として、しっかり連携しながら施策に取り組んでいく。

## 立石委員

- 1 eスポーツやバーチャルスポーツ、アーバンスポーツ等多彩なイベントの支援との記載があるが、どのように取り組むのか。また、具体的な目標はあるのか。
- 2 スポーツ科学によるアスリートの競技力向上について、具体的にどのような取組があるのか。スポーツ科学の活用に当たり、民間の協力を仰ぐことが重要と考えるがどうか。

## スポーツ振興課長

- 1 委員が指摘した箇所にある記載のほかにも、「地域におけるスポーツ活動の充実」において、子供や若者をターゲットとした新しいスポーツの推進や、「スポーツに関する情報発信の強化」において、話題性があり人気の高いeスポーツやアーバンスポーツに関する情報の県民への積極的な発信と記載している。また、「スポーツの成長産業化」においては、関心、集客力の高いeスポーツやアーバンスポーツのイベントと県産品の販売や県の魅力を発信するイベントを絡め、地域経済の活性化を図るという取組を記載しており、これらの取組を進めていく。目標については、これらの施策を通して、「週に

1 回以上スポーツをする成年の県民の割合」や、「スポーツを現地で観戦した割合」の向上に結び付けたい。

- 2 年齢やレベルに応じた、一貫した育成体制で取り組んでいる。現在は、県内のスポーツ系大学に委託し、筋力や有酸素能力、体組成を測定し、アスリートの運動能力を可視化し、アスリート個々の状況に応じた助言を行っている。また、埼玉県スポーツ協会と連携し、アンチドーピングの取組、専門的ドクターの派遣、研修会を実施している。スポーツ科学拠点施設の整備に当たっては、国のハイパフォーマンススポーツセンターや民間事業者の力を生かし、本県の競技力向上に結び付けたい。

### 立石委員

スケートボードなどの新しいスポーツについて、県民の関心の高いイベントを支援するとあるが、競技を行うことができる場所への支援については、どのように考えているのか。

### スポーツ振興課長

ボルダリング、スラックライン、スケートボードなどの新しいスポーツについては、まずは、仮設の施設で楽しんで、競技を知ってもらう取組を行っている。場所の整備についても、関係部局と連携し、検討していく。

### 岡村委員

- 1 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供において、手軽に行うスポーツとあるが、どのようなものを想定しているのか。
- 2 妊娠中の女性へアプローチする事業はあるのか。

### スポーツ振興課長

- 1 スポーツの定義を幅広く捉えている。ルールのある競技としてのスポーツのほか、気軽に楽しめるものとして、歩くことやヨガ、登山、サイクリングなども、体を動かすという意味で広くスポーツとして捉えている。
- 2 妊娠中の女性と明記しているものはないが、個々のライフスタイル・ライフステージに応じた、様々なスポーツの機会を提供したい。

### 岡村委員

妊娠中の女性の方を対象としたスポーツ教室の開催を県が支援する、また、ジムに行かなくともヨガ、ピラティスなどを気軽に体験できる機会やそういった機会の周知を県が提供してはどうか。体験機会があると、その後につながるのではないのか。

### スポーツ振興課長

妊婦のヨガ教室などは、実際に病院などで企画・実施されていると認識している。保健医療部などと連携して進めていきたい。ヨガやピラティスなどの体験の機会については、現在、県立武道館やスポーツ総合センターの自主事業として実施しており、利用者から好評を頂いている。こういった体験から、継続してその後のスポーツ活動につなげていけると考えている。仕事や子育て等で忙しい中でも、手軽に情報を得られるよう、SNSなど発信力を高めていく。

## 柳下委員

- 1 補正予算第10号のLGBTQ支援事業について、令和4年度予算額、主な事業内容、成果、教訓は何か。また、143万8千円の減額補正であるが、具体的な内容は何か。
- 2 男女共同参画推進センター運営費が92万2千円の減額補正となっているが、具体的な内容は何か。全国初の男女共同参画推進条例を制定した埼玉県のこれまでの成果、教訓は何か。
- 3 ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費について、1,467万8千円の減額補正となっているが、具体的な内容は何か。DVは増加していると思うがどうか。その具体的な特徴、傾向はどうか。
- 4 DV被害者等に対する自立支援強化事業の128万5千円の減額補正について、事業の見直しによるとのことだが、具体的な内容は何か。また、今後の見直しについてはどうか。

## 人権・男女共同参画課長

- 1 令和4年度の予算は、2,000万7千円である。事業は主に、県民講座などの理解増進、相談体制の整備、LGBTQが働きやすい環境づくりである。本事業により、性の多様性を尊重した社会の実現に向けた仕組みを整えられた。そして、整えた仕組みを多くの方に活用いただくことが重要である。減額補正の内容は、主にLGBTQ相談事業の委託契約の契約差金と経費節減によるものである。
- 2 減額補正の内容は、事務費の経費節減である。条例制定後、With You さいたまを設置して、普及啓発に努めてきた。男女共同参画を阻害する固定的性別役割分担意識に同意しない方の割合は、6割を超える。今後も継続的な普及啓発が重要であり、尽力していく。
- 3 ウェブチャットによる相談事業の委託契約差金による減額と、事務費節減による減額である。DV相談件数は、ここ数年、約11,000件と高止まり傾向である。DVは家庭内で行われるため潜在化しやすいという特徴は変わらないと考えている。
- 4 DV被害者の自立支援サポーターを養成する講座の開催回数を見直し、効率化を図ったものである。今後も、地域でDV被害者を支援するサポーターを増やしていけるよう、取り組んでいく。

## 柳下委員

DV加害者の相談件数はどれくらいか。

## 人権・男女共同参画課長

令和3年度は25件である。加害者からの相談件数は非常に少ない。

## 柳下委員

京都府に視察に行ったが、加害者による相談が多く来ているとのことであった。加害者対応について、どう考えているのか。

## 人権・男女共同参画課長

加害者の脱暴力化は非常に重要である。国でも加害者プログラムを全国に広げるため、試行的に他県で実施しているが、参加者が非常に少ない状況である。加害者は自分が悪いという意識を持っていないため、自ら参加することが難しいのではないかと考える。現行



法では、海外と異なり、プログラムの参加義務が無いというのも課題の一つである。県としては、他県の状況や国の動き、DV対策を担当する職員向けに加害者対策に関する研修会を行って知見を高めているところである。引き続き、情報収集しながら良い方法を考えていく。

#### 柳下委員

他県の状況や国の動きを把握しているのか。

#### 人権・男女共同参画課長

国は、令和5年春に地方自治体に加害者プログラムを実施する上での留意事項を出す予定である。ただし、試行的段階の実施において、他県のプログラム参加が非常に少ないため、効果について明確に示すことが難しいとのことである。加害者対策は難しい問題ではあるが、引き続き、情報収集しながら検討していく。

#### 辻委員

- 1 第48号議案について、計画の根拠法令を見ると、子供、若者、青少年の定義や範囲が様々で、これほど雑多な法体系を一つの計画の中にまとめたものは、なかなかないのではないかという印象がある。進行管理に難しさはないのか。
- 2 推進体制についてはどうか。

#### 青少年課長

- 1 基本的には、関係部局がそれぞれの事業に取り組む。しかし、課題が複雑化しており、一つの部署だけで対応することは難しい側面もある。部局間あるいは庁内外問わずNP〇等とも連携して、プランの施策を推進していくことが重要であり、そのような点で難しさもある。
- 2 庁内に推進会議を設けている。関係部局と連携しプランの進捗を把握していく。

---

#### 【議案に対する討論】

なし

---

#### 【請願に係る意見（議請第1号関係）】

##### 浅井委員

議請第1号について、不採択を求める立場から意見を述べる。消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものであるため、不採択とすべきと考える。

##### 辻委員

不採択の立場から意見を述べる。アメリカ型市場での自由競争と自己責任を基軸とした小さな政府ではなくて、北欧に代表されるような国家による社会保障を基本とする、高度な福祉国家を目指したいと私も常日頃考えている。高度な福祉国家の実現のためには、その財源となる税負担の在り方が重要となる。所得税の累進課税制の強化や法人税の大企業による応分の税負担も当然のことながら、消費税による財源確保は、高福祉国家にとっては標準的な財源となっている。一方で請願にあるように、物価高騰の中で、逆進性の強い

消費税が低所得者にとって負担感が大きいのもまた事実である。私は消費税をめぐる議論は、取られたから、苦しいから下げろ、廃止しろという主張、若しくは財源として必要であるという、二者択一の議論を繰り返して平行線となっているということに問題があると考えている。現在の消費税の問題点は、徴税あって配分なしになっていることである。納税した分、確実に社会保障が充実して還元される税制にしていくべきだと考える。現在の配分なき消費税は改良すべきと思うが、高福祉の実現のための消費税の負担は必要と考える。ただし、昨今の物価高騰などへの緊急的な措置として、消費税の時限的な引下げについては、賛成をする立場である。しかしながら本請願においては、この引下げが恒久的なのか、時限的なのかの言及がないために賛成しかねるものである。よって本請願には反対する。

### 岡村委員

我が会派も不採択の立場から意見を述べる。以前、我が会派では、一定の期間を定めて消費税をゼロにするという請願については、一定期間であれば緊急的な対応ということではあるべきであるということで賛同した。しかし、今回の請願については、そういった期間に対しての言及もなく、また社会保障の充実を図るという意味では、やはり必要な税であると我々は考えている。また、5%という数字についても、根拠が今回不明瞭なことから、無所属県民会議としては、この請願を不採択とすべきと考える。

### 柳下委員

議請第1号「国に対し『消費税率を5%に引き下げる意見書』の提出を求める請願書」について、採択を求める立場から意見を述べる。この請願は、消費税の廃止を求める埼玉連絡会から提出されたものであるが、請願理由にもあるように、原油価格、原材料の高騰と急激な円安による物価高騰が国民生活に大きな打撃を与えている。値上げは食品をはじめ、外食、日用品、家電、公共料金など、あらゆるものに及び、県民から、何もかも値上げされ、生活が苦しくて、もう暮らしていけない、との声が私たちに寄せられている。また、労働者の賃金は5ヶ月間減り続け、賃金は下がっているのに、物価だけが上がるという最悪の状況である。国民生活にとって、今まさに求められていることは、軽減税率を含めた、全ての品目の税率を下げることである。世界では99の国や地域が、付加価値税、いわゆる消費税を引き下げており、新型コロナウイルス感染症拡大の下でも経済成長しているのである。日本も消費税減税に踏み出すべきである。政府は、消費税は安定財源と言うが、消費税は低所得者ほど負担割合の大きい税金で逆進性があり、不公平な税制である。また、社会保障のためとして、政府は消費税率を3%から10%に引き上げたが、医療、社会保障負担は増え続けているのが実態である。政府の物価高騰対策は、ガソリン、電気、ガスなど、部分的・一時的なもので、焼け石に水である。あらゆる分野で起きている物価高騰には、消費税の5%への緊急減税こそ最も効果的と考える。消費税に依存する税制から大企業、富裕層に応分の負担を求める税制に改め、税の集め方、使い方を見直して、社会保障や地域経済振興に優先して税金を使い、経済を支える個人消費を伸ばすことが求められている。税制を転換させれば、社会保障制度の拡充と財政再建の道を同時に開くことは可能である。よって、採択すべきと考える。